

# 契約の保証について

1. 契約金額が500万以上の場合は、契約金額の100分の10以上の保証が必要となります。
2. 契約の保証には、次の5つのものがあり、その中から選択してください。

(1) 契約保証金

(2) 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利率国債及び埼玉県債に限ります。)

(3) 債務不履行時による損害金の支払いを保証する保証書

この保証ができるのは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、水産業協同組合、又はその他の預金の受入れを行う組合。

保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証。

(4) 債権の履行を保証する公共工事履行保証保険契約に係る証券

公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として、債務の履行を保証する保証。

(5) 債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

履行保証証券とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険。申し込みの際は、定額てん補方式としてください。

3. 契約者は、建設工事請負契約書等の提出とともに、次表のとおりそれぞれの場合に従ってください。

保証の種類	契約締結時	契約書の契約保証金額欄記入	完成時
契約保証金	契約保証金を総務課に納付した後、預り書を交付。	納付した金額を記載。	預り書を総務課に提出。
有価証券	契約保証金の場合と同様。	納付した金額を記載。	預り書を総務課に提出。
銀行等の保証書	銀行等の保証書及び保証事業会社が交付する保証書を総務課に提出。(東日本建設業保証株式会社等)	保証金額を記載。	工事引渡し書を提示。保証書を返却します。
公共工事履行保証証券	保証会社が交付する証券を総務課に提出。	「免除」と記載。	なし
履行保証保険契約	保険会社が交付する証券を総務課に提出。	「免除」と記載。	なし

4. 以上の場合のほか、公共工事履行保証証券による役務的保証を求める場合もあります。

※現金又は小切手等で納入する場合は、事前に担当までご相談ください。